

## 第6章 その他知っておきたいこと

### 1 指定NPO法人に対する監督規定

指定NPO法人は、税制上の優遇措置が受けられることから、一般のNPO法人より厳しい監督規定が設けられています。

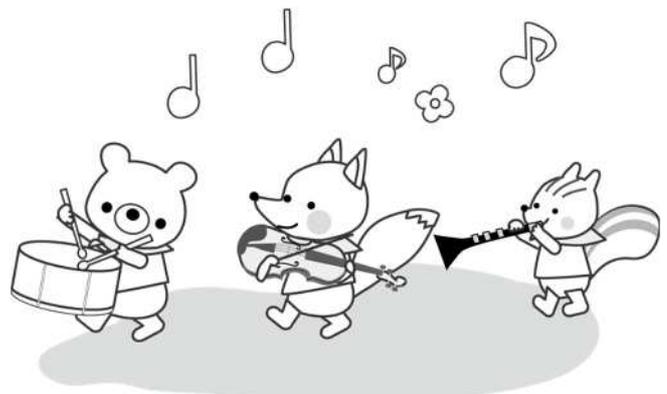
欠格事由や取消事由への該当の疑いがあると認められる場合などには、川崎市は、指定NPO法人に対して、報告を課すことや、職員による事務所等への「**立入検査**」をすることができます。

また、不当な利益につながる活動を行うなど基準に適合しなくなった場合や、書類の提出・閲覧等の規定を遵守していない場合などには、川崎市は、指定NPO法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の「**勧告**」をすることができます。

勧告に係る措置を採らなかったときは、川崎市は、期限を定めて、勧告に係る措置を採るべきことを命ずる「**改善命令**」を行うことができ、正当な理由なく、その命令に係る措置を採らないと、条例から法人名等を削除するための条例改正を行います。

このほか、欠格事由への該当や、偽りその他不正の手段により指定NPO法人となった場合や、更新申出期間内に更新の申出がなかった場合などにも、指定NPO法人ではなくなります。

なお、指定NPO法人でない者が、指定法人であると誤認されるような表示や説明をすることは、条例で禁止されています。



## ★ 知っていますか？ ～寄附金税額控除の仕組み～

指定NPO法人に寄附をした場合、寄附金税額控除は、どのような手続きで受けられるのでしょうか。

**ポイント1**：控除対象になるかは、寄附者の住む自治体の指定NPO法人になっているかで決まる

寄附金が個人住民税の寄附金税額控除の対象となるか否かは、寄附先のNPO法人が、寄附者のお住まいの自治体の指定NPO法人となっているか（※）で決まります。このため、指定NPO法人になったら、どの自治体から指定されているか分かるような一覧表を作成し、寄附をしようとする個人の方に対して、情報提供することが大切です。例えば、横浜にお住まいで川崎在勤の方からの寄附は、川崎市の条例指定制度において公益要件の「地域における支持」の算定対象となりますが、寄附金控除の対象とはなりませんのでご注意ください。

※ 寄附をした年の翌年の1月1日現在にお住まいの自治体で、そのNPO法人が指定NPO法人になっていれば、寄附金税額控除の対象となります。

**ポイント2**：寄附金控除の手続きは、指定NPO法人が認定又は特例認定を受けているかどうかで異なる

寄附者の申告手続きについては、寄附先であるNPO法人が認定又は特例認定を受けている場合は、税務署への確定申告による申告が可能です。指定のみの場合はお住まいの自治体に申告する必要があります。

	指定のみの場合	認定又は特例認定を受けている場合
申告方法	個人住民税の申告	確定申告
書類の提出先	市区町村 (川崎市では、所轄市税事務所)	所轄税務署
申告期限	寄附をした年の翌年の3月15日まで	
税の軽減対象	寄附をした年の翌年度の個人住民税	寄附をした年の所得税 寄附をした年の翌年度の個人住民税

**ポイント3**：申告書には、「寄附金受領証明書」の添付が必要

寄附者が申告する際に必要なのは、「申告書」とNPO法人が発行した「寄附金受領証明書」です。

	指定のみの場合	認定又は特例認定を受けている場合
必要書類	寄附金税額控除申告書（地方税法施行規則「第5号の5の3様式」）	確定申告書
添付書類	寄附金受領証明書 ①寄附者の住所、②寄附者の氏名、③受領した寄附金の額、④法人名、⑤寄附金を受領した年月日、⑥どの自治体の条例指定を受けているか、⑦認定又は特例認定を受けているかなどを記載し、法人印を押印	

**ポイント4**：支払われた寄附金は、指定NPO法人になった年の1月1日まで遡って、控除対象となる

指定NPO法人への寄附金は、寄附金税額控除の対象期間が指定NPO法人になった年の1月1日まで遡りますが、認定NPO法人への寄附金については、その法人が認定NPO法人となった日から控除対象となります。

せっかくの寄附金税額控除のメリットを受けられないことがないように、寄附をしてくれた方々に、必要事項が漏れなく記載された「寄附金受領証明書」を忘れずにお渡しするとともに、控除を受けるための具体的な手続きについても説明するよう、お願いします。



## [参考資料] 認定・特例認定・条例指定NPO法人に対する税制上の優遇措置

税制上の優遇措置		認定	特例認定	条例指定
個人からの 寄附	所得税の寄附金控除 所得控除と税額控除の選択制 ○所得控除：寄附金（所得金額の40%相当額が限度）から2,000円を控除した金額を総所得金額から控除 ○税額控除：寄附金（所得金額の40%相当額が限度）から2,000円を控除した金額の40%（所得税額の25%相当額が限度）を所得税額から控除	○	○	×
	個人住民税の寄附金控除 ○税額控除：寄附金（所得金額の30%相当額が限度）から2,000円を控除した金額の10%（都道府県民税4%+市区町村民税6%ただし、指定都市の区域内に住所を有する場合には、道府県民税2%+市民税8%）を住民税額から控除	○ (※)	○ (※)	○
法人からの 寄附	法人税の軽減 一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入可 ・特別損金算入限度： $(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1/2$	○	○	×
相続財産の 寄附	相続税の軽減 寄附をした相続財産の価額について、相続税の課税対象から除外	○	×	×
NPO法人 自身への 優遇措置	法人税の軽減（みなし寄附金） 収益事業から得た利益を特定非営利活動に係る事業に支出した場合に、これを寄附金とみなして、一定の範囲内で損金算入可 ・損金算入限度額：所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までの範囲 （法改正前に国税庁の認定を受けた法人は、所得金額の20%相当額までの範囲）	○	×	×

注) ○…税制上の優遇措置の適用あり

×…適用なし

※…個人住民税の寄附金控除については、認定・特例認定を受けても自動的に控除対象とはならない。都道府県民税については都道府県から、市区町村民税については市区町村から、それぞれ個人住民税の寄附金控除の対象として指定される必要がある。



## 【参考資料】指定NPO法人制度に係る書類一覧

	書類の名称等	通常	特例	備考
申出を行うとき	指定特定非営利活動法人申出書（第1号様式）	○	○	・2と3は、指定法人となった日から起算して5年間（特例適用法人は3年間）備置き
	添付書類 1 寄附者名簿（第2号様式） 2 基準に適合する旨を説明する書類※1 （基準等チェック表（監査証明書※2含む） 欠格事由に該当しない旨を説明する書類 （欠格事由チェック表） 3 寄附金充当予定事業一覧（第3号様式） 4 直近の事業報告書等（※3） 5 役員名簿（※3） 6 定款等（※3）	○ ◎	○ ◎	
	その他の必要書類 ・市内での公益的活動実績の説明書類 ・根拠資料としての寄附者名簿（※4） ・認定法人であることを証明する書類（※5） ・滞納処分に係る納税証明書 ・役員等氏名一覧表	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	
指定法人として作成	前事業年度の寄附者名簿（第2号様式）	○	○	・作成の日から起算して5年間備置き（提出不要）
指定法人として毎年提出	役員報酬規程等提出書（第7号様式）	○	○	・毎事業年度初めの3か月以内に提出。 ・基準等チェック表は、第1表、第2表、第4表付表1・2、第8表を除く ・1～3は、作成の日から起算して5年経過した日を含む事業年度の末日まで備置き
	添付書類 1 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 2 資金・資産の譲渡・寄附金等明細書（第5号様式） 3 基準に適合する旨を説明する書類の一部 （基準等チェック表（監査証明書※2含む） 欠格事由に該当しない旨を説明する書類 （欠格事由チェック表） 4 事業報告書等（※3）	◎ ◎ ◎	◎ ◎	
	法人及び事業の概要報告書（第8号様式）	●	●	
助成金を支給したとき	助成金支給実績提出書（第6号様式）	◎		・助成金の支給後遅滞なく提出 ・作成の日から起算して5年経過した日を含む事業年度の末日まで備置き
変更があったとき	変更届出書（第4号様式）（※6） 添付書類（表23参照）	○ ○	○ ○	・変更時に遅滞なく提出 ・変更内容が公表事項の場合は公表内容を変更するが、変更届出書の閲覧は行わない
更新の申出を行うとき	指定特定非営利活動法人申出書（第1号様式）	○	○	・基準等チェック表は、第4表付表1・2、第8表を除く。 添付書類は、提出済の書類と変更がなければ省略可
	添付書類 1 寄附者名簿（第2号様式） 2 基準に適合する旨を説明する書類の一部 （基準等チェック表（監査証明書※2含む） 欠格事由に該当しない旨を説明する書類 （欠格事由チェック表） 3 寄附金充当予定事業一覧（第3号様式）	○ ◎	○ ◎	
	その他の必要書類 ・市内での公益的活動実績の説明書類 ・根拠資料としての寄附者名簿（※4） ・認定法人であることを証明する書類（※5） ・滞納処分に係る納税証明書 ・役員等氏名一覧表	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	

凡例) ○…提出・備置き対象、◎…提出・備置き・閲覧対象、●…提出・市HPでの公開対象

※1 認定NPO法人であることをもって「地域における支持」を満たす場合は、基準に適合する旨を説明する書類は一部のみ提出。特例適用法人は、インターネット公表の基準に適合する旨を説明する書類は不要

※2 公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合に提出

※3 川崎市内のみに事務所を持つ法人は、認証法人として提出しているため、重複しての提出は不要

※4 3,000円×50人又は1,000円×100人の基準で「地域における支持」を満たす場合に提出

※5 認定NPO法人であることをもって「地域における支持」を満たす場合に提出

※6 川崎市内のみに事務所を持つ法人は、提出不要な場合あり